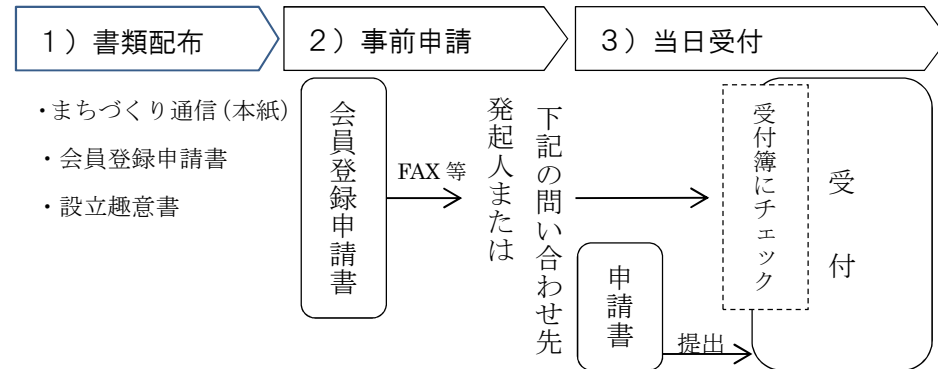


一の宮通りまちづくり通信

■会員登録の手順

会員登録は、次のような流れで行います。

会員を希望される方は、会員登録申請書に必要事項を記入し、別紙「一の宮通りまちづくり協議会設立趣意書」に記載された発起人、または下記問い合わせ先まで申請いただくか、9月の設立総会時に提出をお願い致します。ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。



1) 書類配布

次回開催案内と会員登録方法を記載したまちづくり通信(本紙)に会員登録申請書を添付し配布

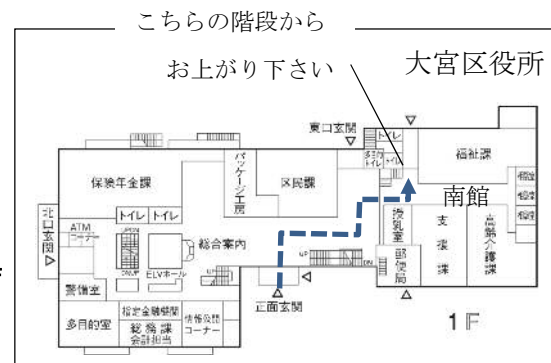
2) 事前申請

入会希望者は別紙「一の宮通りまちづくり協議会設立趣意書」に記載された発起人、または下記の問い合わせ先に会員登録申請書を送付

3) 当日受付

事前申請者は受付簿にチェック

当日の申請者は会員登録申請書を提出し受付簿に記名



■今後のスケジュール

今後のスケジュールは以下の通りです。

設立総会(第1回勉強会)は、9月22日(月)午後3時から大宮区役所南館301会議室(右図参照)にて行います。

回	日程	場所	テーマ(案)
設立総会(第1回)	2014年9月22日 15:00~	大宮区役所 南館301会議室	●協議会の設立 ●ガイドラインの検討(土地利用)
第2回	2014年11月頃	未定	●ガイドラインの検討(景観形成、規制誘導)
第3回	2015年1月頃	未定	●ガイドラインの検討(交通運用、道路空間の使い方)
第4回	2015年3月頃	未定	●ガイドライン(案)の策定

<問い合わせ先>

さいたま市大宮駅東口まちづくり事務所 担当: 中鉢(ちゅうばち)、野本(のもと)

TEL 048-646-3290 FAX 048-646-3292

初秋の候、皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

昨年度までの勉強会やワークショップを通じて一の宮通りの将来像を取りまとめられたことから、私たちは、この実現に向け、まちづくり協議会の設立を目指すこととしました。

この協議会の活動は、ワークショップでまとめた将来像と基本方針を基に調査・研究し、実現することにより、一の宮通りを後世に誇れる大宮の財産として将来の子らに引き継ぐことが出来るものと確信しています。

私たちは、将来イメージを実現するため、より詳細に一の宮通りの設えについて、検討していきたいと思っています。

協議会は、沿道の皆様を中心により広く組織していく必要があります。添付した設立趣意書にご賛同いただける方は、ぜひ会員になっていただき、みんなで一の宮通りを良くしていきましょう。

発起人一同

氷川神社の歴史や大宮アルティージャの活力を活かした

一体感と賑わいのある商店街「一の宮通り」



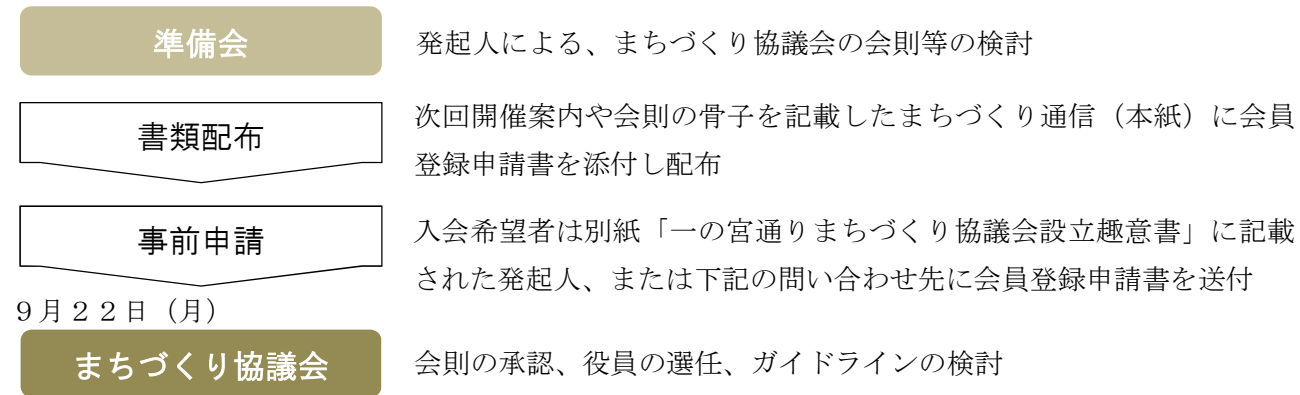
一の宮通りの将来像イメージ(平成25年度のまとめ)

■まちづくり協議会

1) まちづくり協議会とは

まちづくり協議会は市街地の計画的な整備を推進する団体で、会則等を定め事業を行う自主的な団体

2) 設立までの流れ



3) 協議会の目標、活動

昨年度のワークショップでの成果を踏まえ、「将来像」を目標とし、「基本的な方針」を活動していくこととする

目標案 協議会は、氷川神社の歴史や大宮アルディージャの活力を活かした一体感と賑わいのある商店街『一の宮通り』の実現を目指す

活動案 協議会は、目標を達成するため以下の活動を実施する

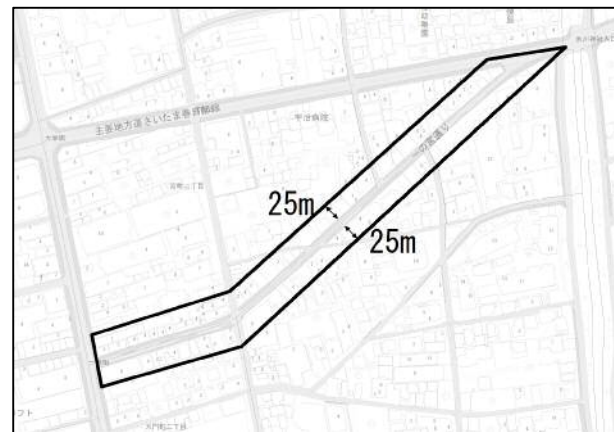
- ① 歩きやすく歩きたくなる通りをつくる
- ② 一体感と賑わいのある商店街として発展させる
- ③ 氷川神社や大宮アルディージャをはじめとした地域資源を活かす
- ④ 様々な組織、団体、行政、地元と協力しながら通りづくりに取り組む

4) 協議会の名称・活動範囲

名称 一の宮通りまちづくり協議会

活動範囲 右図に示す範囲

- ・賑やかで風格のある連続したまちなみを形成するため、活動範囲は沿道型とする
- ・範囲は土地の細分化や建物除去などがあっても対応できるように一定の奥行きを考え、将来的に地区計画などを導入する場合に備え、さいたま市の用途地域の指定基準の考えを準用し25mとした



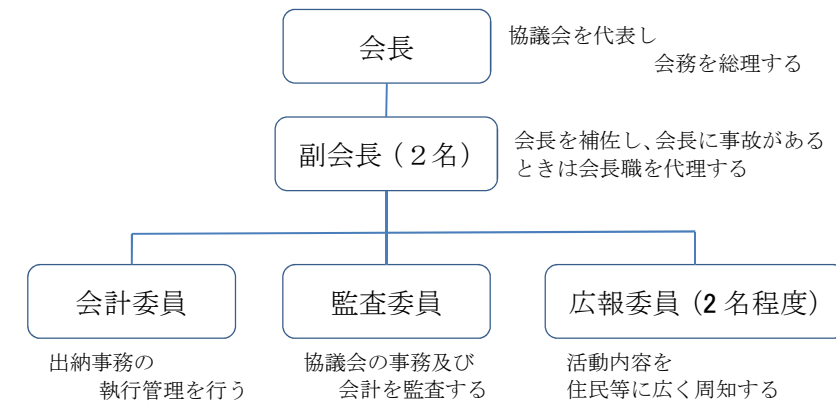
図

5) 協議会の組織

会 員：協議会の会員は次に掲げる者によって構成する

- ・一の宮通り商店会、氷川本通り商店会の会員
- ・活動範囲内の居住者、事業者、土地建物所有者等
- ・協議会が必要と認めた団体から推薦された者（例：氷川神社、大宮アルディージャ、自治会）

役 員：会長1名、副会長2名、広報委員2名程度、会計委員1名、監査委員1名の役員を置く。任期は2年



総 会：会員により以下の事項を議決により決する

会則の制定、改廃、事業年度の事業内容、予算及び決算、役員を選任

役員会：総会に提出する議案、勉強会の内容、その他必要な事項を決する

勉強会：目標を達するため必要に応じ開催する

部 会：詳細な検討を行うために、必要に応じて部会を設置することができる

例示

- ・交通部会 歩きやすく歩きたくなる通りを実現させる活動を検討、推進する
- ・景観部会 一体感と賑わいのある商店街としてまちなみの検討、推進する
- ・賑わい部会 通りの賑わいを創出する活動を検討、推進する

6) 会費の徴収

会則では会費を徴収する旨のみを定める。

会費の徴収額は事業内容、予算を総会で議決し定める。